

防災庁発足を見据えた自治体との連携強化及び防災体制の抜本的強化を求める意見書

本年 7 月に防災庁設置法が成立し、平時の備えから発災時の対応、復旧、復興までを一貫して担う司令塔組織となる防災庁の発足が目前に迫っています。

一方で、同月に発生した令和 8 年熊本地震では、猛暑による熱中症等の健康リスクの急増、衛生的なトイレの不足、ガソリン等の供給制限、さらには自治体職員自らの被災による人員不足など、激甚化、複雑化する災害現場の課題が顕著となりました。

今後想定される巨大地震や気象災害に対し、新たに発足する防災庁が現場のニーズに即した司令塔機能を最大限発揮し、災害関連死や二次災害を防ぎ、国民の命と暮らしを守り抜くには、国と自治体の連携強化及び防災体制の抜本的強化が不可欠です。

よって、政府は、防災庁の発足を機に、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 災害発生初期から、清潔なトイレカーの適所への迅速な配置及び下水道接続等の衛生環境の維持を図ること。あわせて、移動式エアコン、簡易ベッド、温かい食事が提供できるキッチンカー等を速やかに確保、広域調達できる体制を構築すること。
2. 猛暑期や厳寒期の避難生活での熱中症、感染症等を防ぐため、DMA T（災害派遣医療チーム）やD P A T（災害派遣精神医療チーム）、D W A T（災害派遣福祉チーム）等を避難所のみならず、車中泊・在宅避難者へ早期かつ広域に派遣、巡回させる体制を整備すること。また、人員不足に直面する被災自治体を支援するため、G A D M（災害マネジメント総括支援員）や、国、自治体、民間の支援を円滑につなぐコーディネート機能を担う職員を迅速に派遣、配置する仕組みを強化すること。
3. 救急・復旧活動及び住民の避難、生活維持に不可欠なガソリン、軽油等の燃油を優先的かつ迅速に配給できる緊急供給スキームを構築すること。
4. 余震や地震後の降雨に伴う土砂災害、火山の溶岩ドーム崩落等の二次災害を防ぐため、地殻変動、斜面変位等の監視体制及び情報提供・避難体制を強化すること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出します。

令和 8 年 9 月 1 8 日

枚方市議会議長 大 地 正 広

〈提 出 先〉

内閣総理大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

内閣府特命担当大臣（防災）

防災庁設置準備担当大臣